

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第11号説明資料

令和5年2月13日

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

町民課

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正概要

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、国民健康保険の出産育児一時金の支給額を引き上げるため、大磯町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 国民健康保険の出産育児一時金の支給額について

国民健康保険の出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるものです。

	改正案	現行
支給額	50万円	42万円

(2) 施行日

令和5年4月1日から施行します。

(3) 経過措置

施行日前に出産した被保険者に係る第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

大磯町国民健康保険条例 新旧対照表

改正案

第1章～第3章 省略
 第4章 保険給付
 第5条・第5条の2 省略
 (出産育児一時金)
 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に
 対し出産育児一時金として50万円を支給する。
 2 省略
 第7条～第9条 省略
 第5章～第8章 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に出産した被保険者に係る第6条第1項の規定による出産育児
 一時金の額については、なお従前の例による。

現行

第1章～第3章 省略
 第4章 保険給付
 第5条・第5条の2 省略
 (出産育児一時金)
 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主
 に対し出産育児一時金として42万円を支給する。
 2 省略
 第7条～第9条 省略
 第5章～第8章 省略